

「いわてネクストジェネレーションフォーラム2025」  
開催等業務

企画提案審査要領

令和7年5月

岩 手 県

この「企画提案審査要領」（以下「審査要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「いわてネクストジェネレーションフォーラム2025開催等業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定するための、企画提案の審査の指針等について定めるものである。

## 1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、別途定める審査基準に基づき審査を行うものとする。

## 2 審査項目及び配点

配点は100点満点とし、審査項目は次のとおりとする。

審査項目
<p><b>(1) 業務遂行能力【25点】</b></p> <p>ア 組織体制、業務実績等から判断して、十分業務遂行できる能力が認められるか</p> <p>イ 開催準備段階及び開催当日（特にステージ運営、インターネット配信）において、業務を確実に遂行できる体制が整えられているか</p>
<p><b>(2) 広報・宣伝の企画【20点】</b></p> <p>ア 開催目的に叶い、「いわてネクストジェネレーションフォーラム2025」を効果的に情報発信する提案となっているか</p> <p>イ 多様なジャンルの出展者及びボランティア等を確保するための具体的な提案がされているか</p> <p>ウ 大人世代も含めての集客やインターネットでの多数の視聴者を獲得するための具体的な提案がされているか</p> <p>エ ホームページやSNS等を活用し、若者が手軽かつ自由に参画し、情報交換等ができる内容となっているか</p>
<p><b>(3) 開催内容の企画【35点】</b></p> <p>ア 開催目的に叶った、効果的な提案内容であるか、実現可能性はあるか</p> <p>イ 「いわてネクストジェネレーションフォーラム2025」を盛り上げ、かつ集客やインターネットでの多数の視聴者の獲得に資する提案となっているか</p> <p>ウ 県が実施する他の若者活躍支援の取組と連動し、相乗効果を得られる提案内容となっているか</p> <p>エ 各会場の回遊性を高めるなど、イベントとしての一体感が高まることが期待される提案となっているか</p> <p>オ 参加者の交流の活性化に資する提案となっているか</p> <p>カ 若者の活動を後押しし、若者が当該イベントに主体的に参画できるような内容となっているか</p>
<p><b>(4) 企業協賛の協力依頼及び同時期開催・協賛イベントとの連携【10点】</b></p> <p>ア 具体的で実現可能性が高く、多数の企業協賛が期待できる提案内容となっているか</p> <p>イ 協賛イベント・同時期開催イベントと連携を図る内容となっているか</p>
<p><b>(5) 見積書【10点】</b></p> <p>積算単価、数量、提案内容との整合性等は問題ないか</p>
<p>※ 全般（トータルコンセプト）</p> <p>(1)～(5)の審査項目について、若者ならではの斬新なアイデアや活力を発揮させるイベントとしての企画提案が的確であることが評価の対象となること。</p> <p><b>【イベントミッション】</b></p> <p>地域の理想の将来像を若者自らが主体的に考え、行動している姿を広く発信し、企業や大人世代が若者の行動を理解し応援していく場として開催する。</p> <p>また、食やアパレル、農林水産業などの産業が発展し、再生可能エネルギー資源等にも恵まれた「北いわて産業・社会革新ゾーンプロジェクト」エリアを舞台に、若者だけでなく、企業や地域づくり団体等、地域に関わる様々な主体がともに考え議論した結果を大会メッセージとし、県や市町村の新たな施策や企業の取組等に反映させることをミッションとするもの。</p>

### 3 審査方法

- (1) 審査は、企画提案書等及び参加者による委員会でのプレゼンテーションに基づいて行う。
- (2) 委員会の委員は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。
- (3) (2)の評点の合計点に基づき、委員ごとに上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）をつけ、委員会で合計した順位点の総得点により順位をつけるものとする。  
なお、総得点と同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、委員会において合議の上、総合順位を決定するものとする。
- (4) 参加者が1者のみであった場合にも、委員会において企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。